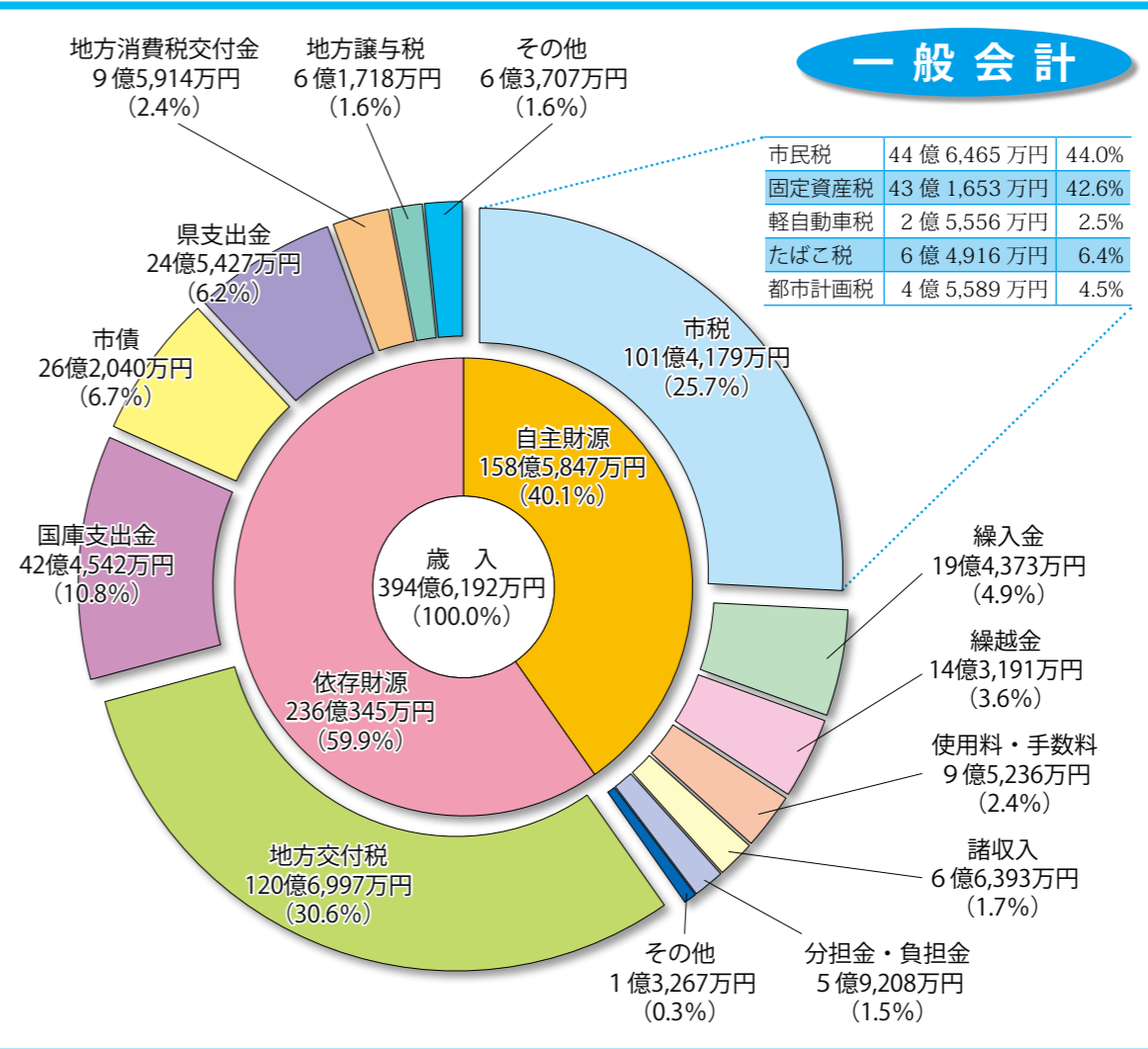
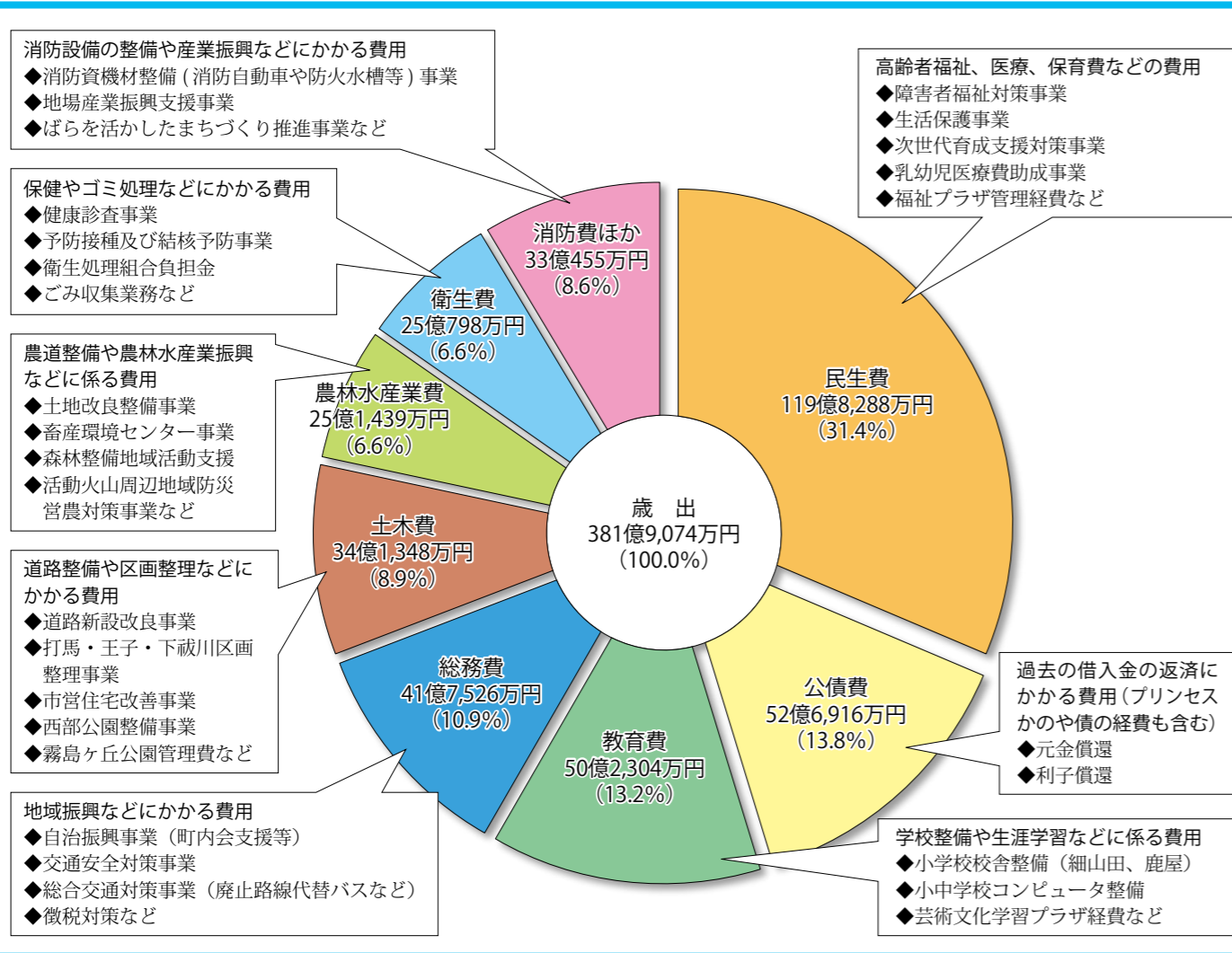


平成19年度 鹿屋市決算報告

一般会計



市民税	44億6,465万円	44.0%
固定資産税	43億1,653万円	42.6%
軽自動車税	2億5,556万円	2.5%
たばこ税	6億4,916万円	6.4%
都市計画税	4億5,589万円	4.5%

特別会計

会計名	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
国民健康保険事業	12,934,115	12,686,144	247,971
老人保健	10,953,284	11,011,032	△57,748
介護保険事業	7,708,177	7,470,678	237,499
公共下水道事業	2,440,454	2,413,490	26,964

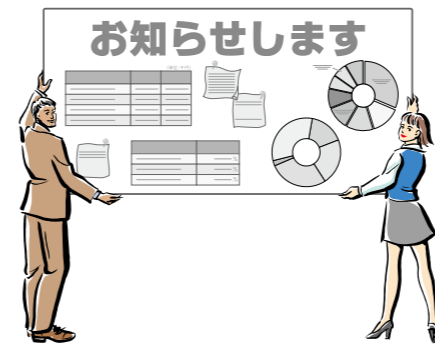
※老人保健の差引△57,748千円は、国の制度により、翌年度に精算される仕組みになっていますので、不足分は平成20年度に補てんされます。

鹿屋市の財政事情を家庭の家計簿にたとえてみると……

市民の皆さんに鹿屋市の財政事情をわかりやすく理解してもらうために、平成19年度の決算額を1万分の1にして家計簿にたとえてみました。(1家庭の年間収入を約394万6千円としています)

支出 () は市の性質区分		収入 () は市の収入科目	
食費 (人件費)	81万1千円	給料 (市税)	101万4千円
医療費 (扶助費)	74万4千円	アパート家賃収入などの副収入 (使用料・手数料や諸収入・繰越金など)	37万8千円
ローンの返済 (公債費)	54万0千円	預金の取り崩し (繰入金)	19万4千円
家の増改築 (普通建設費)	44万0千円	使い道の決められたお金 (国・県支出金)	67万0千円
光熱水費、日用雑貨 (物件費)	47万2千円	親からの援助	
アパートの修理、知人に貸したお金 (維持補修費や貸付金など)	3万2千円	自由に使えるお金 (地方交付税等)	142万8千円
町内会、サークル会費 (補助費等)	30万2千円	家の増改築のため銀行から借りたお金 (市債)	26万2千円
定期預金 (積立金)	9万8千円		
子どもへの仕送り (繰入金)	38万0千円		
合計	381万9千円	合計	394万6千円

※収入394万6千円-支出381万9千円=残額12万7千円となり、この残額は、今年度やり残した家の増改築費用に使われるほか、残りは積立金と繰越金になります。



平成19年度一般会計・特別会計及び企業会計の決算が、市議会十二月定例会で承認されました。そこで、市民の皆さんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などが平成19年度にどのようなに使われたのかをお知らせします。

また、決算額の詳細については市ホームページからもご覧いただけますのでご利用ください。

【問い合わせ先】
市財政課
☎0994-31-1126

鹿屋市の主な財政指標

	平成19年度	平成18年度
①財政力指数	0.49	0.47
標準財政規模 (千円)	22,778,120	22,764,671
基準財政収入額 (千円)	9,350,919	9,277,968
基準財政需要額 (千円)	18,483,414	18,599,090
経常一般財源収入額 (千円)	22,748,035	23,161,767
②経常収支比率 (%)	95.1	91.4
③起債制限比率 (%) 3か年平均	10.9	10.4

①財政力指数… (県下18市中4位)
地方公共団体の財政力を判断する指標で、地方交付税法の規定により算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均

値をいい、一般的に1.0に近くなる(1.0より大きくなる)ほど、財源に余裕があるということになります。

②経常収支比率… (県下18市中8位)
財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に充当された一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70%~80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるといわれています。

③起債制限比率… (県下18市中4位)
地方債の許可制限にかかる指標であり、市税などで負担すべき地方債の元利償還額の比率を測るもので、20%を超えると赤信号と言われ一部の地方債発行が制限されます。